

平成 27 年 (2015 年) 3 月 10 日

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係
TEL728-2111

不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住所	電話
NGO団体 身から出た錆の会	東京都文京区本郷 1-33-6 ヘミニスⅡビル 9F	03-3583-5124

1 市民からの相談件数 (平成 27 年 3 月 9 日現在)

相談件数	相談受付時期
1 件	平成 26 年 11 月 1 件

2 相談状況

事業者にお金を支払った事例はありません。

相談者	相談事例
・ 60 代男性 1 件	「管理権限証明通知」が届いた。 「通信販売業者の通信記録等から、無修正非合法わいせつ物との関係が疑われ、刑事責任を負う」という。 放置すると管理権限が移行し、刑事告訴申し立て後に敗訴となるため、管理権限の取り下げを行うように、とあるが心当たりがなく不安。以前にも同様の通知が届いたことがある。

3 添付資料

市民に送付された不当請求文書

4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は 011-728-2121** です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。

ただし、面接相談は午後 4 時 30 分までとなっています。

管理権限証明通知

番号 ■■■-表記記載

平成26年度

通信販売業者（インターネット配信業者）である、(株)■■■■■■■■■■、他3社が無修正非合法わいせつ物動画（裏DVD）等を配信、販売したとして、被害女性及び保護者の働きかけにより、摘発され検挙されました。その結果、データ通信記録、配送購入履歴、金融機関履歴等の事件証拠により、貴殿との関係性が強く確認されました。これは、貴殿が以下の刑法に当てはまる事から刑事責任を負わなければならない事を当団体の管理権限として、ここに証明通知と致します。なお、このまま放置されますと管理権限移行をし、刑事告訴申し立て後に取断となります。

(刑法)

無修正非合法わいせつ物違反と児童ポルノ禁止法違反について

第1条～第6条 一省略一

第7条（児童ポルノ罪布、閲覧等）

①ポルノ物、他 電気通信回線、映像を頒布し販売業とした者又は所持し閲覧した者 又は公然と陳列した者は、3年以下の懲役及び300万円以下の罰金に処する。

第8条～第59条 一省略一

第60条

①共犯規定。

第61条～第174条 他 一省略一

第175条（無修正非合法わいせつ物頒布等）

①わいせつ物を頒布（筐体が露出している物）わいせつな文書わいせつ物を所持した者 電磁的記録、図画、その他の物をし、販売した業者又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役及び250万円以下の罰金に処する。

管理権限移行の取り下げについて

違法行為を深意に受け止め反省し改心する者は

平成■■■年■■■月■■■日（■■■曜日）までに、当団体に電話連絡をし管理権限の取り下げ手続きを行って下さい。

期日を過ぎた場合 及び 連絡なき場合は、いかなる事情があろうとも管理権限移行を行い、管理番号から事件番号への切り替えを実行致します。

尚、個人情報保護の観点から、証拠物件取扱保管要領に基づき適正な管理を図って保管されています。

NGO 団体 身から出た錆の会

受付時間 [平日] 午前9:00～午後4:00

電 話 03-3683-5124

東京都文京区本郷1-33-6ヘミニスIIビル9F